

発議第9号

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部改正について

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月31日 提出

令和 年 月 日

提出者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

委員長 坂 倉 広 子

賛成者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

副委員長 山 本 哲 也

提案理由

第3条の追加に伴い、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。